5　Summary

⑴　Deputy of President : Takashi Takeuchi, Procurement Department, Japan Pension Service

⑵　Classification of the services to be procured : 6

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Making of “H720 object for application paper (1P) re-arbitration processing” 7,250 boxes of scheduled quantity

⑷　Performance period : From date of contract through 18, March 2014

⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　It must be a person who doesn’t correspond to the person and the bankrupt who doesn’t have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn’t correspond to the person who doesn’t perform a contract.

③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in “Manufacturing” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012

④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥　Prove to have no false statement in tendering documents

⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧　Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺　Time-limit for Tender : 3 : 00 P.M, 9 January, 2013

⑻　Contact point for the notice : Yuzuru Tokunaga, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月16日

支出負担行為担当官

中部地方整備局副局長　山根　尚之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第17号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成24年度名古屋港外港地区防波堤（鍋田堤）改良工事

⑶　工事場所　名古屋港内〔鍋田堤〕

⑷　工事内容　本工事は、名古屋港外港地区防波堤（鍋田堤）における中詰改質工、雑工を施工するものである。（詳細は入札説明書による。）

⑸　工期　平成26年１月31日まで

⑹　本工事は、資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、例外的に発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）の資格決定を受けた者と一般競争参加資格の決定を受けている者（以下、「単体有資格業者」という。）が競争参加することができる「混合入札」の方式によるものである。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑼　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除く。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒀　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は２社とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局における平成23・24年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　中部地方整備局における平成23・24年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該平成23・24年度港湾土木工事における客観点数が上記点数以上であること。）なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を950点以上とする。

⑷　平成９年４月１日以降かつ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに元請けとして完成・引き渡しが完了した、以下に掲げる同種工事実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員が①に掲げる同種工事を施工した実績を有すること。

なお、当該施工実績が平成13年４月１日以降に完成した地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、ａ）及びｂ）の工事実績を有すること。

ただし、ａ）及びｂ）は同一の工事でなくてもよい。

ａ）海上においてケーソンの中詰材を撤去または投入した工事

ｂ）セメント系固化材を添加・混合して8,000㎥以上／件の土質改良を実施した工事

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、ａ）又はｂ）の工事実績を有すること。

ａ）海上においてケーソンの中詰材を撤去または投入した工事

ｂ）セメント系固化材を添加・混合して4,000㎥以上／件の土質改良を実施した工事

⑸　標準的な施工方法が適正であること。（入札説明書参照）

⑹　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、平成９年４月１日以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、⑷の①のａ）及びｂ）に掲げる同種工事の経験を有すること。